

2019年7月18日

2019年度 喀痰吸引等 第一号・第二号（不特定者対象）

研修のご案内

1. 研修目的

平成24年度から施行された社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護職員等による喀痰吸引等の実施の制度化に伴い、介護保険施設や障がい者施設等において適切に喀痰吸引等が実施できる介護職員等を養成することを目的として研修を実施いたします。

2. 研修日時、会場

(1) 研修日時（9日間）（時間：概ね8時30分から17時）

講義：2019年10月9日（水）、11日（金）、16日（水）、18日（金）、23日（水）、26日（土）、29日（火）

筆記試験：11月1日（金）

演習：11月5日（火）

実地研修：講義・筆記試験・演習終了後から2020年3月末日までの間に実施予定

(2) 研修会場

〒296-8602 千葉県鴨川市東町929

TEL04-7099-1165（直通）

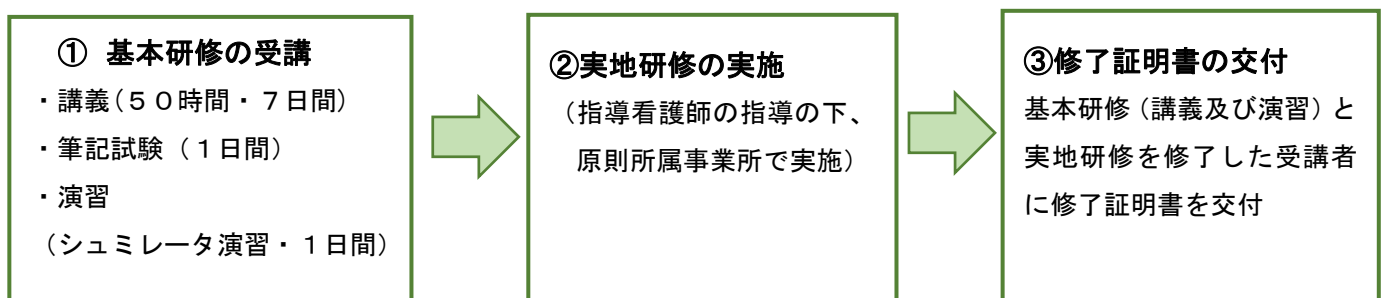
医療法人鉄蕉会 亀田総合病院 継続学習センター 及び K棟 CSSセンター

3. 研修対象者

介護福祉士、介護職員初任者研修、介護員養成研修2級などの資格を有する介護職員で、全課程を確実に受講できる人を対象とします。

4. 研修受講の流れ

研修受講の基本的な流れは、以下のとおりです。



5. 研修内容

(1) 基本研修（講義・筆記試験）

厚生労働省が定める研修カリキュラムに基づき、喀痰吸引等に必要な基礎知識を50時間の講義（8日間）+筆記試験（1日間）で学びます。

講義受講後、筆記試験（四肢択一式・30問・試験時間60分）により、知識の習得を確認します。合格基準（正答率9割）に達しない受講者に対しては、再試験を行います。

(2) 基本研修（演習）

筆記試験合格者に対して、たんの吸引、経管栄養及び救急蘇生法の演習を行います。シミュレーター（たんの吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル）、吸引装置等を使用して、行為の種類ごとに所定の回数を行います。

各行為について指導看護師の評価を受け、県の「喀痰吸引等研修実施要綱」に定める「基本研修（演習）評価基準」の手順通りに実施できると認められた場合、演習の終了となります。

◆たんの吸引（口腔内 5回以上、鼻腔内 5回以上、気管カニューレ内部 5回以上）

◆経管栄養（胃ろう又は腸ろう〈半固形の栄養剤を含む〉）5回以上、経鼻経管栄養 5回以上）

◆救急蘇生法 1回以上

(3) 実地研修

第一号：喀痰吸引（口腔・鼻腔内・気管カニューレ内）経管栄養（胃ろう腸ろう・経鼻）

第二号：上記行為のうちの4行為以下の任意の行為

※原則として所属事業所（法人内他事業所を含む）の利用者の書面による同意を得て、指導看護師の指導の下で、表1に示す行為の種類ごとに規定の回数を行います。**実地研修は、原則として2020年3月31日（火）までの間に実施していただく予定です。**

表1

| 行為種別 | | 実施回数（第一号・二号研修） |
|-------|----------|----------------|
| たんの吸引 | 口腔内 | 10回以上 |
| | 鼻腔内 | 20回以上 |
| | 気管カニューレ | 20回以上 |
| 経管栄養 | 胃ろう又は腸ろう | 20回以上 |
| | 経鼻経管栄養 | 20回以上 |

※実地研修は原則として所属事業所（法人内他事業所を含む）での実施となりますが、どうしても実施困難な方は、当事務局までご相談ください。その際は、別途実地研修費を徴収いたします。

※胃ろう又は腸ろうの半固形の栄養剤の実地研修を希望の場合は、同意書の取れた対象者がいる場合のみ可能です。

(4) 健康管理・予防接種について

※別紙「実習生の健康管理・予防接種証明書について」の関連書類を参照願います。

6. 募集定員数

15名（8名未満の場合は中止いたします）

※定員を超える場合は書類選考等となります。

7. 受講料

78,000円（消費税、資料代、テキスト代金含む）

※実地研修に関わる費用は含まれておりません。医師の指示書、訪問看護師指導料等に係わる費用についても、受講生の勤務する法人・事業所、又は、ご本人にてご負担いただきます。

※支払われた受講料・テキスト代はいかなる理由でもご返金できませんのでご承知おき下さい。

8. 受講手続き

- (1) 指定の受講申込書に必要事項を記入し、①～④の書類を同封のうえ郵送にてお申し込み下さい。

必要書類

- ① 履歴書（市販のB4判、写真貼付） ② 受講申込書（必要事項を記入してください）
③ 保有資格の修了証明書等のコピー ④ 返信用封筒（92円切手貼付、本人宛の宛先記入）

- (2) 受講申込締め切り

2019年9月25日（水）必着

- (3) 提出先

〒296-8602 千葉県鴨川市東町929
医療法人鉄蕉会 亀田総合病院 継続学習センター
喀痰吸引等研修 担当 宛

- (4) 上記①～④の書類を受領後、書類審査のうえ下記ア～オの書類を送付いたします。

- ア. 受講決定通知書（受講料振込みのご案内・受講初日のご案内）
イ. 研修計画書 ウ. 実地研修に関する書類
エ. 案内図（研修会場・駐車場） オ. 研修日初日の駐車許可証

9. 修了証明書

すべての研修カリキュラム（講義50時間＋演習）と実地研修を修了し修了判定を行った後に、修了証明書を発行いたします。

※業務で喀痰吸引等の行為を実施するためには、研修終了後に、各自が県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を行う必要があります。また、所属する事業所も県に、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録申請が必要となります。

10. お問い合わせ

月曜日～土曜日 9:00～16:30

- (1) 基本研修（講義・筆記試験・演習）に関するお問い合わせ・相談

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院 継続学習センター

TEL: 04-7099-1165（直通） FAX: 04-7099-1195

- (2) 実地研修に関するお問合わせ・相談

安房地域難病相談・支援センター（総合相談室内）

TEL: 04-7099-1223（難病担当者）